

広島市規則第48号

令和7年6月26日

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する
規則の一部を改正する規則

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則（昭和39年広島市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「荒神原政司」を「戸田祐二」に改める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。